

2015年10月20日
日本サッカー協会 管理部

JFAユニフォーム規程主要変更点
(2015年4月1日施行版)

①規制の緩和

- ・シャツに限り、前面と背面の「主たる色彩」が同じであれば可とする（第4条2項）
- ・縞柄のユニフォームの場合には必ず選手番号に台地が必要とする規定を緩和し、識別が困難な場合のみ選手番号に台地を付けるものとする（第5条（2））
- ・背番号の内側にチームエンブレムを表示することを可とする（第5条（7）②）

②規制の変更・追加

- ・FIFA規則に準拠し、GKグローブおよびGKキャップについての規則を追加する（第5条）
- ・同様に、両肩、両脇、両袖口に表示できる製造メーカーロゴ等（製造メーカー識別標章）のサイズを横幅10cmから8cmに変更する（第5条（6））
- ・キャプテンアームバンドに関する規制を追加する（第5条（7）③）
- ・政治的メッセージ等の表示を禁止する（第9条）

③記載内容の明確化

- ・FIFA規則に準拠し、キット（用具）別に表示できる要素とサイズを記載する（第5条）
- ・各要素の表示可能位置とサイズの例示図を追加する（別紙）

④移行措置

- ・施行日は2016年4月1日とする
- ・大会主催者が許可した場合には、改正施行後3年間は旧規程による運用を許容する。また、新年度大会の予選大会等が施行前に開催される場合等を想定し、施行3か月前から新規規程による運用を許容する（第14条）

⑤その他解釈について

- ・各地の実情を踏まえ、一部の規定についてのみ先行して実施することは許容される（シャツについての規定は実施するが、GKグローブに関する規定は実施を先送りにする等）。これにより、大会ごとに運用が異なる可能性が生じるため、可能な限りチームにその旨を案内することが望ましい。特に上位大会に進出するようなチームには注意を要する。
- ・ただし、第5条（7）③のキャプテンアームバンドに関する規定及び第9条の政治的メッセージ等の表示禁止規定に関しては、**すでにFIFA規則上・競技規則上も禁止されているため**、旧規程による運用は許されない。